

各士業の試験免除について

弁理士	司法試験（弁護士）	司法書士	公認会計士
<p>・ 弁護士となる資格を有する者</p> <p>・ 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の実務に従事した期間が通算して7年以上になる者</p> <p>筆記試験の免除</p> <p>前回の筆記試験に合格した者</p> <p>工業所有権に関する法令及び条約についての試験</p> <p>特許庁において審判又は審査の実務に従事した期間が通算して5年以上になる者</p> <p>選択問題についての試験</p> <p>・ 弁理士法施行規則第3条に掲げるいずれかの選択問題に関する分野の研究により学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2に規定する修士又は博士の学位を有する者</p> <p>・ 技術士であって、規則第3上の表の第1号から第6号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者</p> <p>・ 1級建築士</p> <p>・ 第1種電気主任技術者免状又は第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>・ 情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、規則第3条第4号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者</p> <p>・ 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>・ 薬剤師</p> <p>・ 規則第3条第7号に掲げる科目に対応するいずれかの選択問題について司法試験第2次試験を受け当該試験に合格した者</p> <p>・ 司法書士</p> <p>・ 行政書士</p>	<p>なし</p> <p>(旧司法試験については、筆記試験に合格した者は次回の筆記試験免除)</p>	<p>・ 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して10年以上になる者</p> <p>筆記試験に合格した者は次回の筆記試験免除</p>	<p>短答式試験に合格した者に対して、短答式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験</p> <p>短答式試験の免除</p> <p>・ 大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>・ 大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>・ 高等試験本試験に合格した者</p> <p>・ 司法試験に合格した者</p> <p>・ 旧司法試験の第2次試験に合格した者</p> <p>短答式試験の科目免除</p> <p>財務会計論</p> <p>・ 税理士試験に合格した者若しくは試験科目の全部について税理士試験を免除された者に該当する税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た者</p> <p>・ 証券取引法に規定する上場会社等、商法特例法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して7年以上である者</p> <p>財務会計論、管理会計論及び監査論</p> <p>専門職大学院において、</p> <p>()簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究</p> <p>()原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究</p> <p>()監査論その他の監査に属する科目に関する研究</p> <p>により、上記()に規定する科目を10単位以上、()及び()に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記()から()の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された者</p> <p>論文式試験の科目免除</p>

			<p>会計学及び経営学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 <p>企業法及び民法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 ・司法試験に合格した者 <p>旧司法試験の第2次試験において受験した科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧司法試験の第2次試験に合格した者 <p>経済学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 <p>経済学又は民法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士試験に合格した者 ・旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験に合格した者 <p>租税法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士試験に合格した者若しくは試験科目の全部について税理士試験を免除された者に該当する税理士となる資格を有する者 <p>会計学</p> <p>企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者</p> <p>監査論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者 <p>現行の第2次試験合格者</p>
--	--	--	---

税理士	行政書士	社会保険労務士	土地家屋調査士
<p>・弁護士 ・公認会計士</p> <p>筆記試験</p> <p>・前回の筆記試験合格者</p> <p>筆記試験で合格した科目</p> <p>・以前の税理士試験で合格した科目</p> <p>税法に属する科目</p> <p>・平成 14 年 3 月以前に大学院の修士課程又は博士課程に進学し、大学院において「法律学」又は「財政学」に属する科目に関する研究により修士又は博士の学位を授与された者</p> <p>・平成 14 年 4 月以後に大学院の修士課程又は博士課程に進学し、所得税法や法人税法などの税法に属する科目等の研究により学位を授与された者</p> <p>・申請する分野の試験科目のうち、1 科目の試験で基準(満点の 60%)以上の成績を得ていること</p> <p>・専門職大学院の課程を修了し、専門職学位である「法務博士(専門職)」又は「修士(専門職)」を授与された者で、修士課程を修了した方と同様、研究指導に基づく学位論文(当該専門職学位課程の学位請求のために提出することとされている論文)の写しを提出し、国税審議会の認定を受けた者</p> <p>会計学に属する科目</p> <p>・平成 14 年 3 月以前に大学院の修士課程又は博士課程に進学し、大学院において「商学」に属する科目に関する研究により修士又は博士の学位を授与された者</p> <p>・平成 14 年 4 月以後に大学院の修士課程又は博士課程に進学し、簿記論や財務諸表論などの会計学に属する科目等の研究により学位を授与されていること。</p> <p>・申請する分野の試験科目のうち、1 科目の試</p>	<p>・弁護士となる資格を有する者 ・弁理士となる資格を有する者 ・公認会計士となる資格を有する者 ・税理士となる資格を有する者</p> <p>・国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)になる者</p>	<p>・弁護士</p> <p>労働基準法及び労働安全衛生法</p> <p>・司法試験第 2 次試験に合格した者で労働法を選択したもの</p> <p>・下記イ</p> <p>・国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>・労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・労働基準監督官採用試験に合格した者</p> <p>労働者災害補償保険法</p> <p>・下記ロ、イ、ハ</p> <p>・国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>・労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>雇用保険法</p> <p>・下記ロ、イ、ハ</p> <p>・国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>・雇用保険審査官の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</p> <p>・下記ロ、イ、ハ</p> <p>・国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>・労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・労働保険事務組合の役員(非常勤の者を除く。)又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>健康保険法</p> <p>・下記ロ</p> <p>・国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p> <p>・社会保険審査官の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して 5 年以上になる者</p> <p>・健康保険組合若しくは健康保険組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間が通算して 10 年以上になる者</p>	<p>・法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して十年以上になる者であつて、法務大臣が前条第一項第一号から第六号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>筆記試験</p> <p>・前回の筆記試験合格者</p> <p>筆記試験のうち午後の部</p> <p>・測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者</p> <p>・午後の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者</p> <p>・前々回(平成 16 年度)以前の筆記試験合格者</p>

<p>験で基準(満点の60%)以上の成績を得ていること</p> <p>・・専門職大学院の課程を修了し、専門職学位である「法務博士(専門職)」又は「修士(専門職)」を授与された者で、修士課程を修了した方と同様、研究指導に基づく学位論文(当該専門職学位課程の学位請求のために提出することとされている論文)の写しを提出し、国税審議会の認定を受けた者</p>		<p>厚生年金保険法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記ロ、イ、ハ ・国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ・社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ・社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ・厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 <p>国民年金法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記ロ、イ、ハ ・国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ・社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ・社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ・国民年金基金、厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 <p>労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記ハ参照 ・国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 <p>イ)国又は地方公共団体の公務員として法別表第1に掲げる労働諸法令(別表第1第1号から第20号の20までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第1号から第20号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者</p> <p>ロ)国又は地方公共団体の公務員として法別表第1に掲げる社会保険諸法令(別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者</p> <p>ハ)労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの</p>	
---	--	---	--